

「令和の日本型学校教育」を推進する地方教育行政の充実に向けた検討（案）

『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」（令和3年1月中央教育審議会答申）において、今後更に検討を要する事項として以下のことが挙げられた。

校長を中心に学校組織のマネジメント力の強化が図られ、自主的・自立的な取組を進める学校を積極的に支援し、社会の変化に素早く的確に対応するための教育委員会の在り方、特に、教育委員会事務局の更なる機能強化や、首長部局との連携の促進、外部人材の活用等をはじめとする社会との連携等を含む教育行政の推進体制の在り方

これを契機としつつ、その他当面する課題等を踏まえ、「令和の日本型学校教育」を推進する地方教育行政の充実に向けて、以下のとおり検討を進めることとしてはどうか。

I. 検討の視点

1. 社会の変化に素早く的確に対応するための方策

社会との連携を進める学校を支援する観点を含め、教育行政自体がより社会の変化に素早く的確に対応するためにどのような方策が考えられるか。

- ・教育委員会事務局職員の育成・確保（教職出身者と事務職員の構成、学校及び首長部局の人事との調整の在り方等）
- ・教育委員会事務局職員への外部人材の登用（教育長を含めた特別職としての登用の在り方等）
- ・教育委員会事務局の組織開発

2. 新型コロナウイルス感染症事案等を踏まえた機動的、自立的な学校運営を支援するための方策

新型コロナウイルス感染症への対応については、未知の事象に対して感染症対策を徹底しながら児童生徒の学びの保障を図っていく機動的、自立的な対応が求められた。感染症や災害等の非常時において強じんであり、創造的な学校運営を支援するためにどのような方策が考えられるか。

- ・学校のガバナンス（学校運営協議会、学校評価、学校管理規則、学校裁量経費の在り方等）

- ・学校マネジメントの専門人材としての学校管理職の育成・確保（人事評価と早期の昇任、処遇の向上、特定のキャリアパス（主幹教諭、指導主事等の管理業務経験）の在り方等）
- ・学校管理業務の分担（事務職員、外部人材の活用等）

3. 平成 26 年地方教育行政法改正の施行状況を踏まえた首長部局との効果的な連携のための方策

平成 26 年地方教育行政法改正が平成 27 年 4 月に施行されて以降の教育委員会の職務執行の状況、教育委員会と首長が担う行政の連携状況等を踏まえ、どのような方策が考えられるか。

特に、引き続き重要な課題となっている子供を巡るいじめ、虐待、貧困等の状況を踏まえ、教育行政と児童福祉行政の効果的な連携のためにどのような方策が考えられるか。

- ・教育委員会会議の活性化、総合教育会議の活用
- ・教育行政と児童福祉行政の一体的推進（事務委任、補助執行の在り方等）
- ・公共施設の効果的・効率的な整備・管理の観点からの部局横断の取組推進

4. 年少人口減少とデジタル化を踏まえた広域行政の推進のための方策

年少人口減少に伴い学校統廃合が進んでいる地域もあるもののなお過疎地における学校規模は小規模にとどまっている。こうした中、広域的な取組による課題への対応が期待されるが、デジタル技術の活用を含め、どのような方策が考えられるか。

- ・遠隔地を結ぶ教育活動のための支援
- ・広域的な教職員の確保
- ・小規模自治体への支援、広域的な連携の推進（学校組合の在り方、都道府県教育委員会の支援等）

II. 今後の検討方法

- ・上記の論点に係る実証的な検討を進めるため、有識者による調査研究協力者会議を設け、論点の整理、データの整理と方策案の検討を行う。
- ・進捗状況に応じ、初等中等教育分科会に検討状況を報告する。